改　5.256A　付加分配:　中華人民共和国、ロシア及びカザフスタンでは、258-261MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発展を妨げてはならない。また、宇宙研究業務（地球から宇宙）及び宇宙運用業務（地球から宇宙）の局は、他国における固定業務の将来の発展を妨げてはならない。

改　335.4-410MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
399.9-400.05	移動衛星（地球から宇宙）5.209　5.220	
…		
403-406	気象援助 固定 移動（航空移動を除く。） 5.265	
406-406.1	移動衛星（地球から宇宙） 5.265 5.266 5.267	
406.1-410	固定 移動（航空移動を除く。） 電波天文 5.149 5.265	

削　5.260

追　5.265　403-410MHzの周波数帯は、決議第205号(WRC-15、改)を適用する。

改　5.268　宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHzの周波数帯による宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角をδ、参照帯域幅を4kHzとした場合に、0°≦δ≦5°に対しては-153dB（W／㎡）、5°≦δ≦70°に対しては-153+0.077（δ－5）dB（W／㎡）、70°≦δ≦90°に対しては-148dB（W／㎡）を超えてはならない。この周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。第4.10号の規定は適用しない。

改　5.275　付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ及びセルビアでは、430-432MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

改　5.276　付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配し、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は、エクアドルを除き、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

改　5.279A　地球探査衛星業務（能動）のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告RS.1260-1に従うものとする。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務（能動）は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務（能動）が第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次的基礎として運用することをなんら損なうものではない。

改　5.286AA　450-470MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される（決議第224(WRC-15、改)参照）。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　5.287　海上移動業務による457.5125-457.5875MHz及び467.5125-467.5875MHzの周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ITU-R勧告M.1174-3による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

改　5.288　アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz及び457.600MHzとし、これらの周波数は、それぞれ、467.750MHz、467.775MHz、467.800MHz及び467.825MHzと対に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R勧告M.1174-3の規定に適合しなければならない。

改　460-890MHz

<table>
<tr><th colspan="3">業務に対する分配</th></tr>
<tr><th>第一地域</th><th>第二地域</th><th>第三地域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">470-694
放送

<